

日本農業法人協会の概要と会員向けサービスについて

< 目次 >

I 現状	1
II 会員概況 (2020農業法人実態調査抜粋)	2
III 当協会の主な活動	
(1) 調査・政策提言活動	6
(2) 次世代農業サミット、就職氷河期支援事業・ 農作業安全基礎研修会	11
(3) 保険、情報提供、その他、アグリサポート倶楽部 Farm Loveイベント	14

令和 3 年12月

公益社団法人日本農業法人協会



I-1. 【現状】 日本農業法人協会の現状

日本で唯一の全国的な農業法人のネットワーク組織

(名 称) 公益社団法人日本農業法人協会

(所在地) 東京都千代田区二番町 9 - 8 中央労働基準協会ビル 1 F

(設立日) 平成 1 1 年 6 月 2 8 日

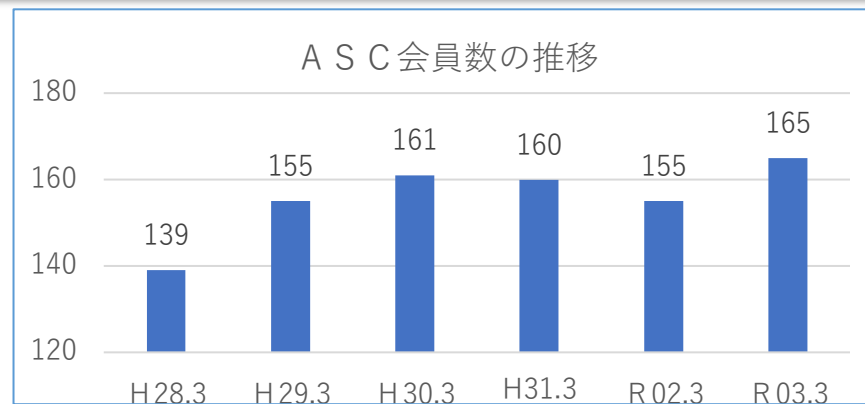
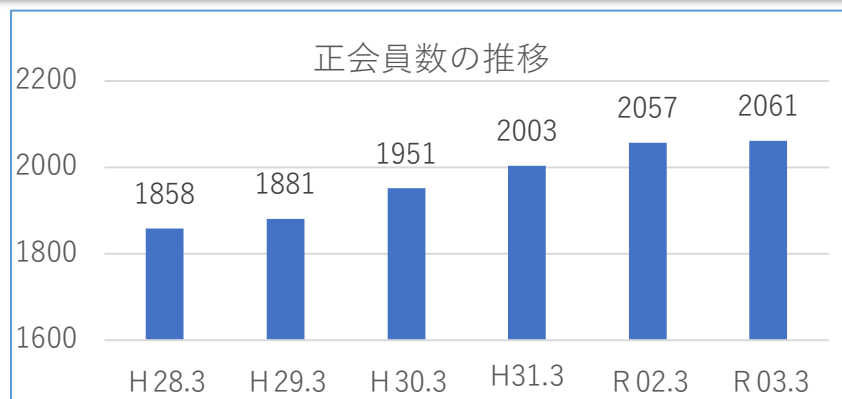
(目 的) わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与する

(会 員) 正会員：**2,073**

賛助会員：（一社）全国農業会議所、J A 全中、J A 全農、農林中央金庫、J A 共済連、（一社）全国農業経営コンサルタント協会、（一社）日本フードサービス協会

アグリサポート倶楽部会員：162

（会員数は令和3年11月26日現在）



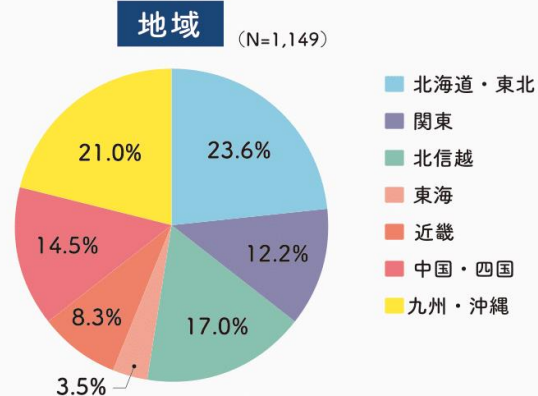
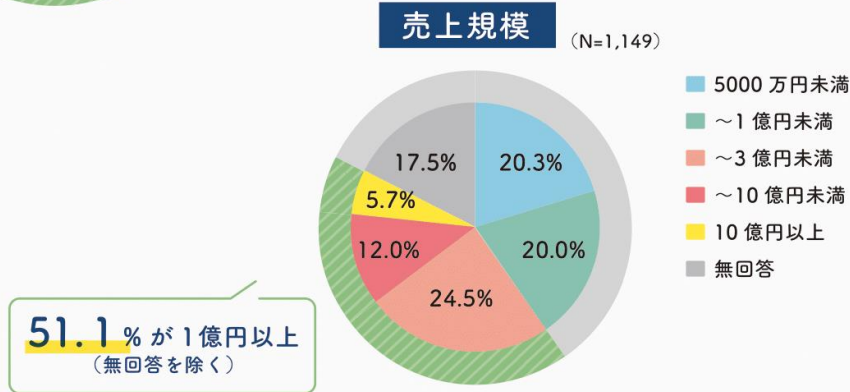
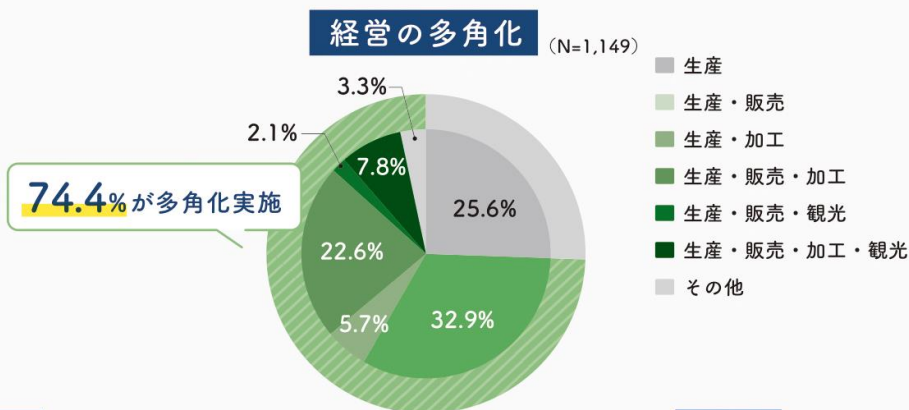
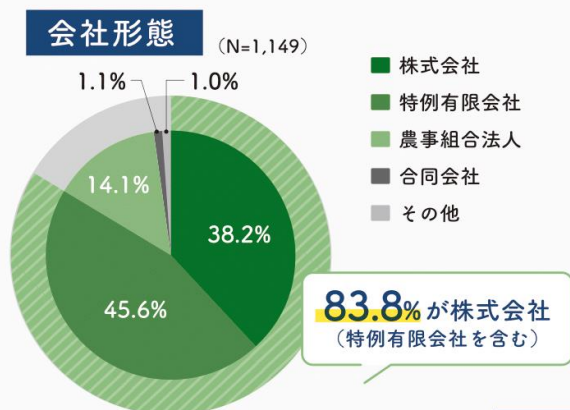
II 会員概況

会員概況 (2020農業法人白書抜粋)

調査名	調査期間	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
農業法人実態調査	2020年11月～2021年3月	2,044	1,149	56.2%

調査対象：公益社団法人日本農業法人協会会員

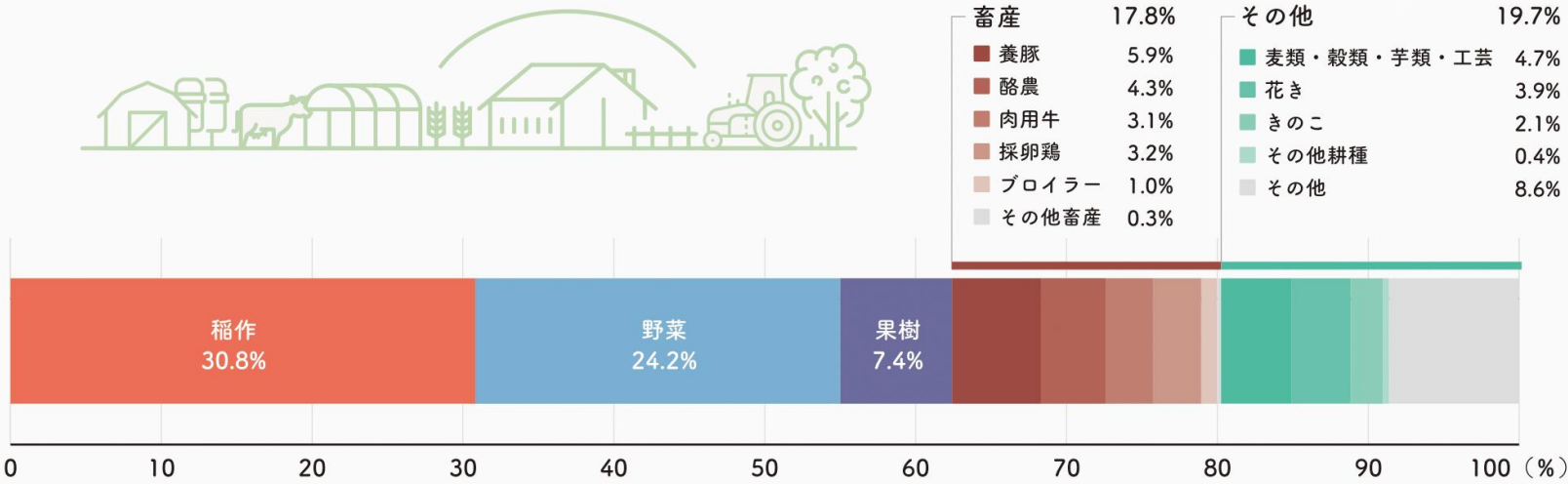
実施方法：郵送留置法



Ⅱ 会員概況

業種 (2020農業法人白書抜粋)

業種 (N=1,149)



II 会員概況

経営規模＜土地利用型＞（2020農業法人白書抜粋）

■ 全国平均と比べ、当協会会員の経営規模は「稲作」36.2倍、「露地野菜」34.3倍、「果樹」20.3倍、「施設園芸」9.5倍。

■ 「稲作」を15ha以上耕作している経営体の割合は、当協会会員は92.3%、全国は1.8%。

耕種

■ …当協会会員平均
 稲作 N=351
 露地野菜 N=132
 果樹 N=80
 ■ …全国平均※



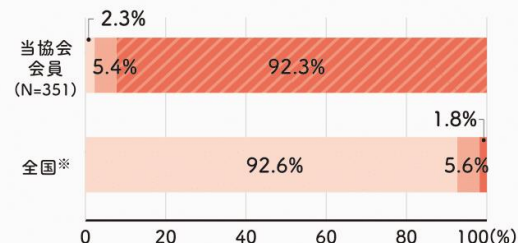
施設園芸

■ …当協会会員平均
 施設野菜、施設花き・花木 N=159
 ■ …全国平均※



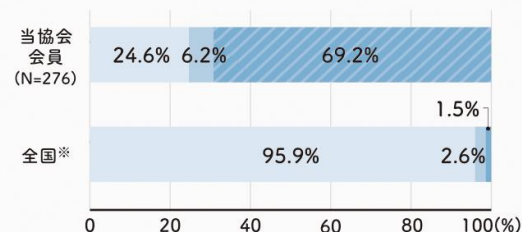
稲作

■ 5ha以下
 ■ 5ha～15ha
 ■ 15ha以上



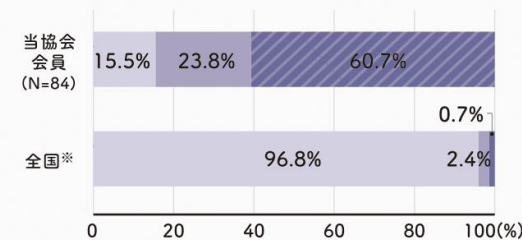
野菜

■ 5ha以下
 ■ 5ha～10ha
 ■ 10ha以上



果樹

■ 3ha以下
 ■ 3ha～5ha
 ■ 5ha以上



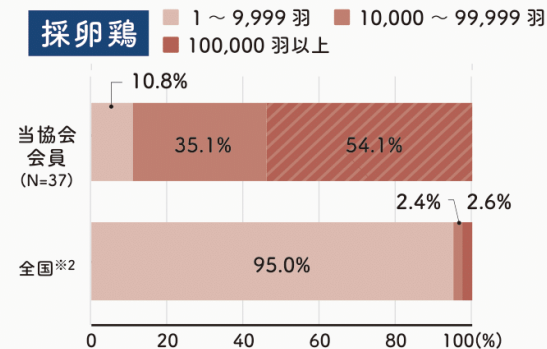
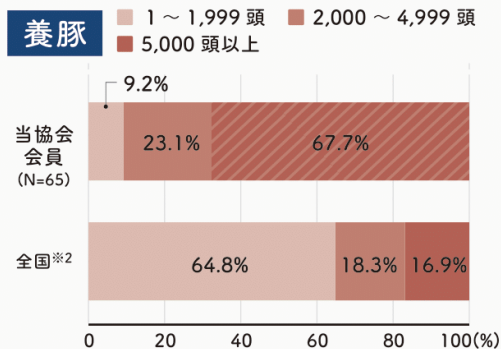
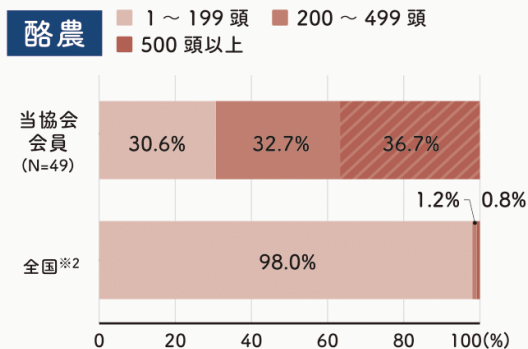
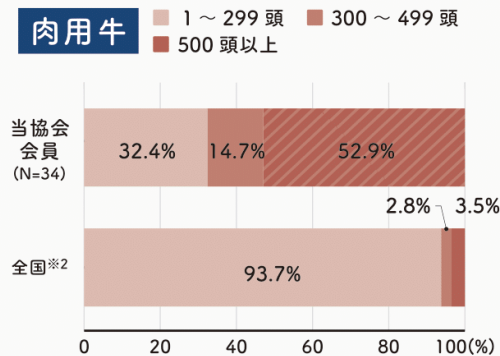
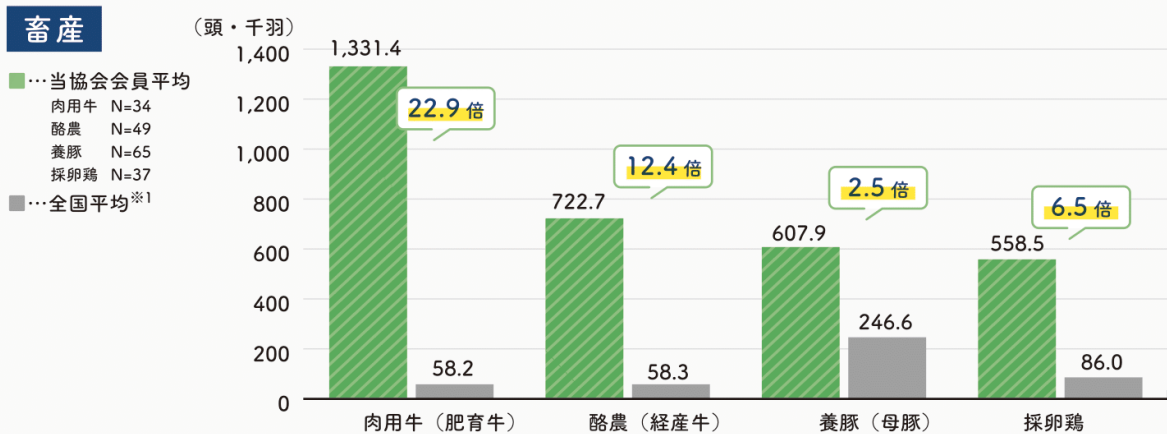
※「2020年農林業センサス」（農林水産省）（<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/index.html>）をもとに（公社）日本農業法人協会作成。（以下、「2020年農林業センサス」と表記）

2020年版農業法人白書（公社）日本農業法人協会 | 1章 会員法人データ 5

II 会員概況

経営規模＜畜産＞ (2020農業法人白書抜粋)

- 全国平均と比べ、当協会会員の経営規模は、「肉用牛」22.9倍、「酪農」12.4倍、「養豚」2.5倍、「採卵鶏」6.5倍。
- 規模階層別で全国割合と比較すると、当協会会員は大規模層が多いことがうかがえる。



※1 「畜産統計調査」(農林水産省) (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/>) をもとに (公社) 日本農業法人協会作成。

※2 2020年農業センサス

Ⅲ－(1). 【当協会の主な活動】調査・政策提言活動 会員意見等を集約し、毎年プロ農業経営者からの提言を行っています



日本農業法人協会の政策提言（概要）

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言
～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

令和3年4月28日 （公社）日本農業法人協会

- 日本農業法人協会は、プロ農業経営者である農業法人の全国組織。
- 人口減少、貿易交渉の進展等の中で、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。
- 「食料・農業・農村基本法」の理念を踏まえ、農業法人は、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意であるが、政策面での課題は政策で解決することが必要。
- このため、日本農業の発展への道筋を確かなものとするための提言を行う。

重点要請事項

1 基本的考え方

- **ここ数年の農政改革の方向**（農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化など）**を堅持し、定着発展させていくこと**
- **担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、具体的政策課題を迅速に解決すること**

2 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- 農地バンクの活性化を強力に進め、**地域の農地の太宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと**

3 農地の集積・集約化を活かす基盤整備

- 農地バンクが管理している農地について、**大区画化などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること**

5 農業の継続に必要な外国人等の人材の確保

- 外国人やリタイアした高齢者など**多様な人材を円滑に雇用できるようにすること**

4 農業所得の向上と国際競争力の強化

- **生産資材価格を国際価格まで引き下げること**
- **流通構造を改革し、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること**
- **農業関係の規制改革を推進すること**（農業用施設に関する建築規制、転用規制など）

6 災害常態化への対応

- 農業経営のセーフティネットである**収入保険の加入促進等**を進めること
- 災害が常態化する中で、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること

Ⅲ－(1).【当協会の主な活動】調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】（令和3年3月）

■ 近年行った提言で施策に反映された主なもの（含む見込み） <抜粋>

項目	農地中間管理機構の見直し（H30.6.21「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-（1））
提言内容	➤ 農地中間管理機構が行う事業については、担い手にとって使いやすい基盤整備の一層の推進や意欲ある担い手への農地集積・集約化が進むよう、農地の受け手となる地域のリーダーの育成・確保と一体的な制度に改善を図るべき。 ➤ また、借受けまでの期間短縮や書類作成等の事務手続きの簡素化を進めるとともに、農地利用集積円滑化事業などの農地の賃借に係る類似制度については可能な限り農地中間管理事業へ一本化し、農地の集約化が強力に進むような制度とするべき。 ➤ なお、今後は農地の出し手が増えることで、徐々に担い手へ農地の集積が進むことが見込まれるが、売買ではなく集約化しやすい賃借を推進するような施策を検討する必要がある。
政策・施策の措置概要	➤ 平成31年5月17日に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案が可決・成立したことにより、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一本化、借受けまでの期間短縮や書類作成等の事務手続きを簡素化（配分計画案の縦覧、利用状況報告の廃止）

項目	農産物規格・検査の見直し（H30.6.21「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-（3））
提言内容	➤ 農産物検査は、米穀等の品種や産地、品位、産年を証明する検査であり、国が統一した規格を定めることで流通段階において円滑な取引が行われてきたが、米流通の多様化により生産者から実需者への直接販売拡大など、規格が取引に利用されないケースが増えてきている。しかし、生産者側としては、取引には利用されないにもかかわらず、農産物検査が米のいわゆる3点セット表示や収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等の国の交付金の交付要件となっていることから、検査費用や繁忙期における書類作成負担などのコストを要して検査をしている状況。 ➤ そのため、法律に基づく一律の規格・検査は廃止し、検査を受けなくても米トレーサビリティ法に基づく表示を可能とし、国の交付金の交付対象とするなどの見直しを行うべき。
政策・施策の措置概要	➤ 令和2年1月31日開催の規制改革推進会議農林水産WGにおいて、農産物規格・検査に関する規制が議題に上がり当協会がヒアリングを受け、要望にそった規制改革計画が閣議決定。関係省庁において、必要な検討が行われた。 ➤ 結果、農産物検査を受けなくても、3点セット表示（R3/7～）やナラシ対策等の国の交付金対象（R3/4～）となる。

Ⅲ－(1).【当協会の主な活動】 調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】 (令和2年10月)

項目	農地所有適格法人の要件緩和 (H30.6.21「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(2)-②)
提言内容	➤ 広域あるいは複合での大規模農業経営を営むに当たって、持株会社体制への移行を含め複数法人における役員として経営をする場合、すべての法人において農地所有適格法人の議決権・役員要件を満たすことが現行制度上不可能となっているため、要件については柔軟に運用を行うべき。
政策・施策の措置概要	➤ 平成31年5月17日に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案が可決・成立したことにより、役員のグループ会社間の兼務が可能となるよう、常時従事要件を特例的に認める仕組みが拡充

項目	認定農業者制度の広域認定 (H30.6.21「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅰ-1-(2))
提言内容	➤ 認定体制について、現在と将来を見据えた農業経営の実態に即して見直し、特に、広域で営農する農業法人等については、国や都道府県が認定を行うとともに、地域産業の維持・雇用創出に意欲的に取り組む農業経営を支援する税制措置などの優遇措置を検討するべき。
政策・施策の措置概要	➤ 平成31年5月17日に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が可決・成立し、国・都道府県が認定する仕組み等が創設

項目	コンクリート張り農地の取扱い範囲の拡大 (H30.6.21「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(2)-③)
提言内容	➤ コンクリート張りをした農地の扱いにおいて、すでに転用等をしたものについても、農作物の栽培施設の底面等で農業者が希望する場合であれば、速やかに農地として取り扱うべき。
政策・施策の措置概要	➤ 平成30年5月11日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が可決・成立し、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとなった。

Ⅲ－(1).【当協会の主な活動】調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】（令和2年10月）

項目	業種横断的な規制（畜舎建築規制等）の農業分野に対する適用の適格化 （R1.6.13「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-（2））
提言内容	➤ 一般的な建築物と畜舎等では、利用実態が大きく異なることから、畜舎等に対しては建築基準法を適用除外とするなど、業種横断的な法規制の適用に当たっては農業現場の実情を十分に踏まえた運用とするべき。
政策・施策 の措置概要	➤ 令和2年2月～3月にかけて農水省が「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」を開催（当協会も、意見書を提出）。加えて、令和2年5月26日開催の規制改革推進会議農林水産WGにおいて、畜舎に関する規制の見直しが議題に上がり、建築基準の見直しについて検討が加速。 ➤ 令和2年7月17日閣議決定された規制改革実施計画において、畜舎に関する規制の見直しが記載され、一定の基準の下、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法についての法律案を整備すると共に、並行して、法律案に含まれる基準の具体的内容の検討及び消防法規制についても検討を行うこととなった。

項目	物流の効率化（R 1.6.13「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-1-（1））
提言内容	➤ 物流業界の人材不足を背景に、物流コストの上昇だけでなく配送も困難な事態が見られる他、農業者はドライバーの負担軽減に向けた協力も求められている。今後、状況はさらに深刻化することが確実であり、食料を安定供給する上で農産物流通の効率化は極めて重要な課題である。 ➤ 物流の効率化・最適化に向けて、国土交通省、経済産業省及び農林水産省が一丸となって地域や業種の垣根を越えた幅広いデータの収集・分析を行い、大きな戦略を描いた上で個々の施策を立案すべき。また、配車・積載情報等の共有・透明化する業種・業者横断の全国的なトラックの空車情報のプラットフォーム等のシステム構築に向けて、省庁や事業者の枠組みを越えて取組み、効率化によるコストの抑制に繋げるべき。
政策・施策 の措置概要	➤ 農林水産省、国土交通省、経済産業省と合同で関係者の相互理解の下、サプライチェーン全体で一貫した合理化対策を検討するため、地方自治体、発荷主・運送業・着荷主の団体等からなる「食品流通合理化検討会」（令和元年10月～）を設置

Ⅲ－(1).【当協会の主な活動】調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】（令和2年10月）

項目	肥料取締法の見直し（R 1.6.13「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-（6））
提言内容	➤ 家畜排せつ物や産業副産物は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、肥料として有用であるが重くて散布しにくい等の理由から、近年、堆肥施用量は減少している。また、窒素・りん酸・加里中心の画一的な施肥の連用により、地力が低下し、収量の低下等が懸念されている。このように生産現場が大きく変化しているにもかかわらず、肥料取締法では堆肥と化学肥料を配合することを原則認めておらず、農業者は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要がある。 ➤ また、有用であるが制度の制約により、肥料原料として利用できない産業副産物が多く存在している。土づくりに役立つ家畜ふん堆肥やその他の低コストな副産物原料の肥料利用など、地域資源の有効活用等を進め、地力回復や収量確保を追求するプロ農業者のニーズに応えた肥料生産が可能となるよう、速やかに肥料の法制度を見直すべき。
政策・施策の措置概要	➤ 新たな肥料の生産や開発が進むよう、複雑な公定規格を簡素化するとともに、成分規格を緩和。農家が求める以上に詳細な表示は簡素化

項目	令和2年3月末で経過措置が撤廃される農事用電力制度の継続 （H30.6.21「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-（5））
提言内容	➤ 平成28年4月の電力小売りの全面自由化に伴い、かんがい排水や電照栽培等に対して低価格料金が設定されている農事用電力については、平成32年（2020年）3月末まで経過措置として存続しているところ。当該経過措置料金の撤廃は、土地改良区への賦課金増加や施設園芸における電気料の負担増等、農業経営に与える影響が大きいことから、引き続き同水準で供給するような制度や仕組みを講じるべき。
政策・施策の措置概要	➤ 平成31年4月26日開催の「第17回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」の資料「電気料金の経過措置に関する報告書」において、令和2年4月以降は、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する供給区域のみ、経過措置料金が存続されるが、電力・ガス取引監視等委員会の評価としては、全ての供給区域について、指定旧供給区域として指定を行うことが適当とされた。

Ⅲ－(2). 【当協会の主な活動】次世代農業サミットについて

■次世代農業サミット

若手農業者のネットワークの構築や次世代農業の創造・発展に向けた研修会を開催！

令和3年度はリアル・オンラインともに展開！

全国交流大会	第8回7/16(金) →オンライン（メイン）・リアル同時開催 第9回2/21(月)～22(火) →リアル（東京）をメインに中継配信も併用。
オンライン交流会	5/21(金)

※令和2年度実績：オンライン交流会

日程		内容
第1回	9/11	台風対策何してる？
第2回	10/16	いま求められる農産物とは？
第3回	11/20	販売戦略と強い農業を学ぶ
第4回	12/18	今年1年どうだった？？
第5回	1/22	自己理解の様々な方法（適性診断）
第6回	2/19	カリスマ経営者に聞く①
第7回	3/19	同上 ②

先進的農業の発表や講演、グループ討議があなたのアグリビジネスを加速する

The next generation agricultural Summit

次世代農業サミット

集まれ！ニッポンの次世代農業者たち

日本の農業を変えよう

農業経営の発展に意欲ある農業者を募り「次世代農業サミット」を開催します。先進的な取り組みを行う農業経営者の経営体験を発表し、参加者間でのグループ討議を行い、その課題解決の本質を探ることで、経営ノウハウや知識を学びます。また、同じ悩みを抱え、奮闘する、信頼できる仲間のネットワークを構築し、次世代農業の創造及び発展につなげます。

- ・様々な経営体・規模の社長・幹部クラスの方の視点など興味深く、自身の着眼点の幅が広がりました！
- ・毎回出席するたびに一つ一つ疑問や悩みが解決できます！



参加者の声

・自分に合った使えるようなアイデアを沢山もらえるので、参加するたびにやりたいことが増えてしまい、困っています！（笑）



「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」

この事業では「就職氷河期世代（35歳～54歳）」の方※1を「訓練生」として募集を行い、職業訓練を受けて免許などの資格を習得して頂きます。職業訓練終了後、習得した資格を活かし農業分野で正規雇用等の安定就労をしていただくことを目的とし、就職まで一貫して支援致します。

【職業訓練実施スケジュール】

- 実施期間：令和2年～4年度（3年間）
- 募集回数：計9回（令和2年度：2回、令和3年度：4回、令和4年度：3回）
令和3年度募集時期：4月・6月・9月・12月
- 募集人数：各回50名・計500名

【事業活用のメリット・特徴】

- ☑ 資格等習得の為の受講料が原則無料※2。
- ☑ 複数の資格から目的に合った資格を選択可能。※3
- ☑ 短期間で職業訓練の修了が可能。

【習得可能資格】

準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、フォークリフト運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、無人航空機（ドローン）操縦技能 等

農業法人に通算6か月以上非正規（パート・アルバイト）雇用されている方が、正規雇用を希望される際にも事業活用できます。詳しくは事務局へご相談ください！

- ※1 応募には別途条件がございます。
 ※2 テキスト代や交通費、保険料等については自己負担になります。
 ※3 複数の資格を希望される場合は条件がございます。

【お申込み・詳細について】

▶ 応募専用WEBサイトよりご確認ください。

<https://agujob.com/>



日本農業法人協会 就職氷河期

検索

<募集パンフレット>

就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業のご案内
期間:令和2・3・4年度

安定した就職をお望みの
35歳～54歳
※応募条件
 の方に朗報!

日本の未来の「食」を支える



「人生100年時代」。「農業」で「正社員」を目指しませんか？



農業分野の職業訓練から就職支援まで、一貫してサポートをさせていただきます。
 職業訓練では、職場見学・体験を行い、農業分野の「資格や免許等」が取得できます。

STEP1

 訓練生募集

▶

STEP2

 職場見学・体験

▶

STEP3

 資格、技能及び
 経験等の習得

▶

STEP4

 就職支援

● 次頁で、農業分野や本事業を詳しく説明します。▶

農業分野の「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」は、厚生労働省の委託事業として、「公益」日本農業法人協会が運営しております。

Ⅲ－(2).【当協会の主な活動】 農作業安全基礎研修会

事業主には労働者に対して業務に関する安全衛生教育を受けさせる『義務』があります。貴社の社員教育の一環として、ぜひ本研修をご活用ください！

【注】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合型の研修は開催を見合わせております。代替として、令和2年度はWebを活用した研修会の実施、安全衛生に資する講義を収録したDVDの作成を(一社)全国農業改良普及支援協会の協力で行いました。令和3年度も開催要望を取りまとめ、Web等を活用した研修会を中心に企画する予定です。

新入社員向け！農作業安全基礎研修会

開催日	例年4月初旬の3日間（令和3年度は下半期に延期）			
場 所	農林水産研修所つくば館・水戸ほ場 ※集合・解散は農林水産研修所つくば館			
参加者	定員20名			
対象者	どなたでも参加可能（年齢・経験不問）			
内 容	① リスクアセスメント講習 ② 農業機械実習（トラクタ・管理機・刈払機） ③ 農薬・肥料取扱基礎講習 ④ 刈払機取扱安全講習			
参加費 （目安）	協会会員 30,000円／人（税込） 非会員 40,000円／人（税込） （宿泊費・朝食代等含む）			
カリ キュラム	日程	1 日目（9～17時）	2 日目（9～17時）	3 日目（9～17時）
	午前	○リスクアセスメント講習（テーマは都度変更）	○農業機械実習②・トラクタでの危険体験（危険箇所走行）	○農薬・肥料取扱基礎講習
	午後	○農業機械実習①・整備作業の基礎（トラクタ/刈払機） ・刈払機取扱実習	○農業機械実習③・管理機安全操作実習	○刈払機取扱安全衛生教育

農作業安全基礎研修会（農業法人・都道府県組織向け）

内 容	① 農業法人経営者を対象とした研修会・講習会 ② 農業法人従業員を対象とした農業機械研修会 ③ 個別の農業法人を対象とした安全性診断と改善指導研修 ※①は労働安全衛生コンサルタント等を講師に想定、②・③は実機訓練に農業機械メーカー等の支援を想定
実施方法	都道府県農業法人組織や個別の会員企業の希望により、Webおよび集合型の研修会を実施
補助対象 経費	会場借料（機器使用料含む）、講師旅費・謝金、機械借料・運搬費、資料印刷費 等
参加費	開催実費より補助対象経費を控除の上、参加人数等諸条件を考慮して決定
カリキュラム	上記内容①～③の設定により、開催地の希望を踏まえ決定



令和2年度は、農研機構、安全衛生コンサルタントを講師に、“事故事例から学ぶ農作業安全のポイント”や“安全の考え方と応用”について研修動画を作成し、Web配信を行いました（5会員に社内研修で、5県で県内研修会で活用）。また、配信を行った研修動画および、新たに作成した研修動画の合計3つの講義を収録したDVDを農作業安全総合推進協議会で作成し、都道府県農業法人組織へ配布しておりますので、都道府県研修会等ぜひご活用ください。

Ⅲ－(3). 【会員サービス】 保険サービス

メリット 正会員向けに**割安・おトクな保険料**で加入できる団体保険制度を提供しています！！
「もしも」の時に備える**保険・サービスを各種ご用意しております。**

■ 会員限定 団体保険制度のご案内（保険等一覧）

No.	名称		概要	会員メリット
①	【毎年10月1日開始～1年間】 傷害補償制度	記名式 傷害保険	経営者、従業員向けのケガに備える普通傷害保険。加入者一人ひとりについて、複数の加入パターンから任意で選択可能。	団体割引等により、 5% の割引！！（2021年9月末までの保険期間での適用となります）
		業務災害 補償保険	従業員等の労災事故等によるケガの補償や法律上のトラブル・訴訟リスク等の賠償補償に備える保険。事業所内の全ての方を包括して補償することが可能。	複数社からの見積り取得により、 保険料を比較の上、最適なものに加入できます！
②	【毎年4月1日開始～1年間】 食品あんしん制度		製造・加工、集荷販売した商品により、事故等が発生した際に保険金を支払う制度。（PL保険・食品リコール保険・品質費用保険）	団体割引の他、認証制度取得による 割引を用意 しています！
③	【毎年3月15日開始～1年間】 家畜再生産費用補償保険		家畜が事故や疾病により死亡した際に、代替家畜導入以降の飼育・肥育生産コスト等の経営継続費用の一部を補償する保険。	・加入 手続きが簡単 ！！ ・保険料が 割安 ！！
④	【毎年3月1日開始～1年間】 使用者賠償責任保険		従業員の方等が業務上の事由により被った身体障害について、経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。	加入手続きが 簡単・わかりやすい ！！

※その他に、天候不順等のリスク軽減策として「農業版天候デリバティブ」、「ITトラブル等の「サイバーリスク保険」のご紹介が可能です。

Ⅲ-(3).【会員サービス】 情報提供サービス

メリット

会員の皆様の経営発展に資する様々な情報提供を行っています！！

■ 情報提供サービス一覧

No.	名称	概要	会員メリット
①	Fortis ・毎週木曜日発行 ・2021年6月24日、「アグリビジネス経営塾」から名称変更	農業経営に役立つ法務や税務、雇用、農業経営などのテーマを週替わりで連載します。号末の「お知らせ」欄には、会合・セミナー等の開催情報や、当協会からお伝えしたい最新情報を集約してお届けします。	協会動向や最新の農業経営に役立つニュースがタイミング良く得られます。
②	農業情報おまとめ情報便 (夏冬発行)	賛助会員およびアグリサポート倶楽部会員の商品・サービス等の情報を協会がとりまとめて、会員の皆様に一括して封書で発送するサービスです。(WEB申込)	企業の持つ商品等の最新情報を業種ごとに見やすく入手できます。
③	経営支援情報提供 ・経営支援プロジェクトニュース(不定期発行) ・技術ニーズ・シーズのマッチング	商談会や海外展示場/海外視察/金融機関の新商品等について、経営支援プロジェクトニュース(不定期発行)として会員の皆様に都度情報発信を行います。 アグリサポート倶楽部会員等の経済界企業の技術シーズと会員のニーズをマッチングする支援を行っています。	会員ならではの割引料金や優待料金でご利用いただける様々なイベント等の情報提供や、経営発展、新技術導入に資する支援を行っています。
④	信用情報調査サービス	大手信用調査会社のサービスを利用し、新たな取引を始めるとき、既存の取引を拡大するときなど、取引先企業に関する参考情報を提供します。 ※全ての企業を網羅するものではありません。	相手先の簡単な情報(社名・住所等)のみで手軽にスピーディに参考情報を取得できます！

Ⅲ-(3).その他ご利用いただいている主な事業・サービス等

名称	概要
農業インターンシップ事業 	学生や社会人が農業法人等でインターンシップ(就業体験)を行うことにより、農業への理解の促進や、就職先として農業という業界を知っていただくこと、就職後の農業界への定着率の向上を図ることを目的として実施しています。 受入先農業法人においては人材獲得・採用活動の一環としてインターンシップ生を受け入れることで円滑な雇用につながる場合があります。 【概要】 ①体験コース:ア.宿泊体験コース、イ.社会人週末体験コース、ウ.通勤体験コース ②体験期間:2日以上から6週間以内で通年可能 ③受入の費用:体験中の食費・宿泊費は全額受入先で負担(原則、住込み) ④受入の助成:受入法人には体験者数・体験期間に応じて助成金を交付、体験者には傷害保険を事業費で付与
 外国人 技能実習生 受入事業 技能実習生 研修事業	【外国人技能実習生受入事業】 会員における主に農業分野の外国人技能実習生の受入を支援。一般監理団体として制度の適正な運営・円滑な受入れ支援の推進を図っています。 【外国人技能実習生農業研修会】 農業分野に従事する技能実習生が農業分野の専門知識、用語、日本における農業一般知識を習得することを支援する研修事業を行っています。

これからももっと身近に多彩な事業・サービスを展開し、会員農業・日本農業の発展に寄与していきます！

Ⅲ－(3). アグリサポート倶楽部の各種サービス

●アグリサポート倶楽部（略称「ASC」）とは？

- 当協会の活動に賛同し「農業法人の応援団」となって頂く企業等がASC会員です。（要審査。令和3年4月現在165社※1頁参照）
- 当協会では、ASC会員と全国各地で農業経営に励んでいる正会員との交流・提携及び相互理解を深めて頂くため、各種サービスを用意しております。

●ASCの各種サービス例

届けるサービス

ASC会員から正会員へ商品サービス等のお役立ち情報が届きます。

【有料情報提供サービス】

商品紹介やアンケート等を正会員に発信できる有料情報提供サービスです。夏冬定期発行の「おまとめ便」と、随時発行の「耳より情報」により情報提供します。（13頁参照）

交流できるサービス

ASC会員と正会員、又は関係者同士の交流ができます。

【オンライン交流会】

正会員とASC会員が講師でご登壇したり、ご参加頂けるオンライン交流会を開催企画しております。（不定期の開催）

【お申込み先・サービス詳細について】

▶専用サイト https://hojin.or.jp/standard/standard_category/support_club/

（ご参考）ASCのご案内チラシ



